

令和5年2月28日

第 32 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和5年2月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第32回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	長	濱川龍一
	庶務係	主任	小島祐子
	農地係	主事	篠原司

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について

議 長 (開会宣言の時刻午後1時30分)
定刻になりましたので、ただ今から第32回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、16名全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案4件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同 議長指名

議 長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

2番・中岡委員、9番・落委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 議長、番外

議 長 はい、番外

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和5年2月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■■■番地、■■■■、譲受人、余市町■■町■■■■番地、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年2月16日、曾我委員、山本委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条

第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営移譲するため所有農地を一括贈与するもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、4ページに記載しております。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 　はい、議長。

議長 　はい、12番・曾我委員。

12番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、2月16日、事務局を含め、山本委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、譲渡人が後継者の譲受人に経営移譲するため、所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 　異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第1号については、申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 　議長、番外。

議 長 はい、番外。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和5年2月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■番地、■■■■、譲受人、余市町■■町■丁目■■番地■、■■■■。

土地の表示、■■町■■番■、公簿現況ともに畑、面積■■■㎡。

事業内容につきましては、住宅建設のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和5年11月4日までであり、農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)の規定に該当するでございます。

備考については、都市計画区域内、農用地区域外、第3種農地でございます。

8ページをお開き願います。

申請地は、町道■■■■線沿線の色塗り部分の土地でございます。

農地法第5条調査書につきましては、6ページから7ページに記載しております。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号については、申請のとおり可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後1時36分～午後1時42分)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 　ただ今、上程されました議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。

　議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

　令和5年2月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

　10ページをお開き願います。農用地利用集積計画書でございます。

　1、各筆明細、所有権を移転する者、余市町■町■■■番地、■■■■、所有権の移転を受ける者、余市町■■町■丁目■■番地■、■■■■。所有権を移転する土地は、余市町■町■■■番■、外■筆、地目、登記簿、現況とも畑、面積は■筆計■■■■■㎡。

　所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和5年2月28日、対価■■■万円を支払期限の令和5年4月30日までに指定口座に振込むものでございます。

　11ページをお開き願います。2、共通事項でございます。

　12ページをお開き願います。3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

　13ページをお開き願います。農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

　14ページをお開き願います。申出地は、町道■■線沿いの色塗り部分となっております。

　15ページをお開き願います。農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

　以上1件の申出でございます。

　農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当する必要があり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしていると考えます。

　各委員におかれましては、議案第3号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　　異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃
止についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、番外。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止につ
いて。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、下記のとおり
廃止したいので、審議採決願いたい。

令和5年2月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

記。1、設定区域、余市町全域。

2、別段の面積、30a。

3、廃止となる日、令和5年4月1日。

このたびの提案であります、農地法の一部改正により、農地の権利取得
にあたっての下限面積要件が本年4月1日より廃止となることから、平成2
1年12月22日開催の当農業委員会総会において議決いただいた別段の面
積を廃止すべく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、農地の権利取得に必要なその他の要件は、引き続き継続となっております。

各委員におかれましては、議案第4号につきまして、よろしくご審議の
上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
32回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後 1 時 4 8 分)
(本会議所要時間 1 2 分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 2 番

議事録署名委員 余市町農業委員 9 番